

入札監理小委員会の審議結果報告

林野庁/森林生態系多様性基礎調査及び当調査における精度検証調査

林野庁の森林生態系多様性基礎調査及び当調査における精度検証調査について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及び選定の経緯について

(1) 事業の概要

○「基礎調査（本体調査）」については、適切な森林施業の確保や国際的な課題となっている「持続可能な森林経営」に向け、森林の状態と変化の動向を全国統一の手法で計画的に把握するため、地況（標高、斜面方位等）、林況（林種、樹種等）及び生態系の多様性の状況（下層植生、枯損木等）等を調査事項とする、システムティックサンプリング（系統抽出）方式の定点観測や特定の調査目的に適合する森林を抽出して実施する調査事業である。

また「精度検証調査」については、従来、①前述の「基礎調査」の精度の検証等を行う「精度検証調査」と、②基礎調査で蓄積されたデータの統計的な分析・処理を行う「データ解析事業」、の2本立てとして実施していたものである。

○事業期間は5年間（平成31年4月～平成36年3月まで）の予定であり、次回で市場化テスト2期目である。

(2) 選定の経緯

競争性に課題があったことから、平成25年度の公共サービス改革基本方針に掲載されたものである。

3. 事業の評価を踏まえた対応及び今回の主な修正変更について

1期目の事業評価において、「基礎調査」について全国15箇所の調査区のうち、8箇所の調査区において1者応札、1箇所の調査区において不落随契であり、競争性に課題が認められた。「精度検証調査」については2者応札であったが、正当な複数応札と言い難いことから競争性に課題が認められた。「データ解析事業」については、単純に比較できないものの経費が増加し、また1者応札であり、経費の削減及び競争性に課題が認められた。

以上のことから主に以下の点について追記・変更等をおこなった。

- ①「データ解析事業」については、特殊性・専門性を要する業務内容もあり、また従来から1者応札が続いており、今後も競争性の改善が図られる見込みがなく、市場化テストの対象にそぐわないのではないかとの事業評価審議時の指摘を踏まえ、今回、当事業を市場化テスト対象から分離し、入札・契約を実施することとした。（「精度検証調査」資料3-2-2：削除）
- ②競争性の確保を図る観点から4.「入札参加資格に関する事項」に定めた「入札説明会に参加していること」の要件を削除。（「基礎調査」資料3-2-1：10ページ 「精度検証調査」資料3-2-2：12ページ）
- ③上記同様の競争性の観点から入札公告期間を前倒し（「基礎調査」1月中旬「精度検証調査」1月下旬 → 両事業共12月下旬）。（「基礎調査」資料3-2-1：11ページ 「精度検証調査」資料3-2-2：12.13ページ）
- ④「基礎調査」について、前期業務と異なり、来期業務（H31～H35）は新たな項目別調査点を受託業者が選定する業務は実施しない見込みであるため、当業務に関する記載を削除。（「基礎調査」資料3-2-1：6ページ）
- ⑤「精度検証調査」の2.（1）エ「業務の詳細な内容」に、基礎調査の現地での野帳記載から野帳を持ち帰った上でのデータ入力までの一連の作業に係る効率性及び調査データの精度を高めることを目的に、現地でのデータ入力のシステムを構築及び検証する作業を新たに追加。（「精度検証調査」資料3-2-2：8ページ）
- ⑥「精度検証調査」の2.（1）エ「業務の詳細な内容」に、効果的な基礎調査の進捗管理、基礎調査受託者とコントロール調査実施者との緊密な情報交換による調査精度の向上を目的に、基礎調査の進捗状況等を林野庁及び本事業の受託者がHP上で随時把握することが可能なシステムを構築・運用する作業を新たに追加。（「精度検証調査」資料3-2-2：8.9ページ）
- ⑦評価項目及び企画提案書にワーク・ライフ・バランス等の推進に係る女性活躍推進法に基づく認定を追加（「基礎調査」資料3-2-1：22.23ページ「精度検証調査」資料3-2-2：24.25ページ）

4. 実施要項（案）の審議結果について

以下の点について委員から意見があり、林野庁としても検討及び対応する旨回答があった。

【意見①】

「精度検証調査」実施要項（案）2.（1）エ「業務の詳細な内容」の（ケ）及び（コ）に追記されたシステム構築業務は、精度検証業者が単独で実施するには高度な業務内容と考えられる。そのため本来は別契約とすべきであるが、せめて実施要項の当該箇所において、当該システム構築業務が専門的

な業者に再委託可能であることを明記する等して、参入障壁の軽減に努めるべき。

【対応①】

指摘を踏まえ、実施要項の当該箇所下に注書きとして、当該システム構築業務が専門的な業者に再委託可能であることを明記。（「精度検証調査」資料 3-2-2 : 8.9 ページ）

【意見②】

「精度検証調査」実施要項（案）別紙 2 「従来の実施状況に関する情報の開示」において、上記の実施要項（案） 2.（1）エ（ケ）及び（コ）に追記されたシステム構築業務が含まれていないことを明らかにするため注釈等で明記するべき。

【対応②】

指摘を踏まえ、別紙 2 の注釈について明記。（「精度検証調査」資料 3-2-2 : 26 ページ）

【意見③】

「基礎調査」実施要項（案） 2.（2）「入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質」イ「調査マニュアルの遵守徹底」は、どの程度遵守徹底がなされたのか等の定量的な基準を設定できないか。

【対応③】

指摘を踏まえ、精度検証調査で行われるコントロール調査の結果、基礎調査受託者の調査した結果と著しい乖離を生じたとして林野庁から基礎調査受託者が命じられる再測の回数を、業務期間中で 2 回までに留めることを基準とする旨、新たに明記。（「基礎調査」資料 3-2-1 : 9 ページ）

【意見④】

「精度検証調査」実施要項（案） 2.（2）「入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質」イ「基礎調査受託者研修の質」についても、これまでのアンケート結果における「大変有効であった」「ある程度有効であった」の合計値を明らかにした上で、定量的な基準値に設定しなおすべき。

【対応④】

これまで 5 年間のアンケート結果における「大変有効であった」「ある程度有効であった」の合計値は、有効回答件数 137 件のうち 131 件（全体の 95.6%）であったことから、この結果を踏まえ、数値基準については、50%→75%に引き上げ修正。（「精度検証調査」資料 3-2-2 : 11 ページ）

5. パブリック・コメントで出された意見への対応について

○パブリック・コメント（平成 30 年 9 月 12 日～9 月 25 日）を行った結果、1 者から計 1 件の意見が寄せられたが、実施要項案を修正・変更する内容ではなかった。

以上